

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	投資信託等の二重課税調整に係る所要の措置
2	対象税目	(国税 14) 法人税: 義 (地方税 11) 法人住民税: 義
	① 政策評価の対象税目	
	② 上記以外の税目	所得税
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>投資信託等が海外の資産に投資している場合、そこから得られる配当等に対して外国で課税されるが、この投資信託等が国内の投資家に分配金を支払う際には、国内で源泉所得税が課されるため、内外二重課税が発生する。この二重課税を調整する措置(所得税法第 176 条 3 項等)の対象が限定的であったため、平成 30 年度改正、平成 31 年度改正にて、その対象を拡げる措置が認められた(令和 2 年 1 月施行)。</p> <p>当該二重課税調整に際し、住民税については控除が認められていないものの、国税については投資家が受け取る分配金に外国税額を加算(グロスアップ)した額を課税標準として控除額を計算する仕組みであることから、住民税の課税標準も外国税額加算後の金額となってしまう。</p> <p>また、投資法人の海外子会社が外国子会社合算税制の対象となる場合には二重課税調整が認められておらず、国税の措置によっては同様の状況が発生する。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>投資信託等を経由して支払う外国税について、住民税からの控除は認められていないことを踏まえ、外国税額加算前の金額を個人住民税・法人住民税の課税標準とする等の所要の措置を要望する。</p> <p>また、投資法人に外国子会社合算税制が適用される場合においても、投資家の負担が軽減されるよう、所要の措置を要望する。</p> <p>《関係条項》</p> <p>所得税法第 176 条 3 項 法人税法第 69 条の 2 租税特別措置法第 9 条の 3 の 2 租税特別措置法第 9 条の 6 の 2 租税特別措置法第 67 条の 15 地方税法第 23 条 1 項 4 号 地方税法第 71 条の 27 等</p>
5	担当部局	金融庁 総合政策局 総合政策課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和元年 8 月 分析対象期間: ー

7	創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年 所得税法第 176 条 3 項(信託財産について納付した所得税額の控除)改正 ・平成 30 年 法人税法第 69 条の2(分配時調整外国税相当額の控除)創設 ・平成 30 年 租税特別措置法第9条の3の2(上場株式等の配当等に係わる源泉徴収義務等の特例)改正 	
8	適用又は延長期間	恒久措置	
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 投資信託等を経由して海外資産に投資する場合の内外二重課税調整を図り、投資環境の整備を図ること。</p> <p>《政策目的の根拠》 本措置により、内外二重課税の更なる解消が見込まれ、海外投資の環境整備が図られる。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ—3.市場の機能強化、インフラの整備、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 投資信託等に係る内外二重課税を排除すること。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置による国際的二重課税を排除することにより、国内外の投資に係る税の中立性を維持することに寄与する。</p>
10	有効性等	① 適用数	外国税の支払がある投資家に適用が見込まれる。
		② 適用額	—
		③ 減収額	—

		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 本措置による内外二重課税の排除により海外投資に係る税の中立性を維持することが可能となる。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置による内外二重課税を調整するための措置を講ずることで、海外投資の環境整備が図られる。</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	—
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	国税の内外二重課税の調整(外国税額控除)の見直しに対応する、地方税法上の手当てを行うものであり、妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		事前評価:平成31年8月